自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織

１　理念・基本方針

（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		自己評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	□理念、基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	□理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

２　経営状況の把握

（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。		自己評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	□経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【判断した理由・特記事項等】

３　事業計画の策定

（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

		自己評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○
	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	□単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
	□単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【判断した理由・特記事項等】

（２）　事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	□事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	□事業計画の主な内容が、子ども保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
	□事業計画の主な内容を子ども保護者会等で説明している。	
	□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	□事業計画については、子ども保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

4　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		自己評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	□養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	○
	□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

Ⅱ　施設の運営管理
1　施設長の責任とリーダーシップ

（１）　施設長の責任が明確にされている。		自己評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○

	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
	□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【判断した理由・特記事項等】

２　福祉人材の確保・育成

（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。　自己評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	□養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□法人・施設として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○
	□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	□法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
	□人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	□職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	

【判断した理由・特記事項等】

（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。	
	□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
	□人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
	□施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	□個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	□職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	□施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	□現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	□定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
	□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（４）　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	□実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	□実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	□指導者に対する研修を実施している。	
	□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

３　運営の透明性の確保

（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。		自己評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	□ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○

	□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
	□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
	□法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【判断した理由・特記事項等】

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	□施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	□施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	□施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	□外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	○
	□外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

【判断した理由・特記事項等】

4　地域との交流、地域貢献

（１）　地域との関係が適切に確保されている。		自己評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	□学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりと行っている	

【判断した理由・特記事項等】

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している	○
	□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

	□学校教育への協力を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（２）　関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【判断した理由・特記事項等】

（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	c
	□施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。	
	□施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
	□施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
	□災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	

【判断した理由・特記事項等】

②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
	□施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
	□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	□地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	

【判断した理由・特記事項等】

Ⅲ　適切な養育・支援の実施

1　子ども本位の養育・支援

（１）　子どもを尊重する姿勢が明示されている。		自己評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	□子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
	□子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	□子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	□子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	□保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	□規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	

【判断した理由・特記事項等】

（２）　養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子ども保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。	○
	□見学等の希望に対応している。	○
	□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【判断した理由・特記事項等】

②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b

	□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	
	□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	□説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【判断した理由・特記事項等】

③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	□施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	□施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【判断した理由・特記事項等】

（３）　子どもの満足の向上に努めている。

		自己評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われる	
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

（４）　保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	
	□苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。	
	□苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。	

	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	c
	□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	□子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【判断した理由・特記事項等】

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	□職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	□意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		自己評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	□リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
	□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	

	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	□感染症の予防策が適切に講じられている。	
	□感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	

【判断した理由・特記事項等】

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	□災害時の対応体制が決められている。	○
	□立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。	
	□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
	□防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【判断した理由・特記事項等】

2　養育・支援の質の確保

（1）　養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		自己評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【判断した理由・特記事項等】

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	□検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【判断した理由・特記事項等】

（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	□自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	□部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	□自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	○
	□自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	□自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	□自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【判断した理由・特記事項等】

（３）　養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	c
	□子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	□自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	□施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	□情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

【判断した理由・特記事項等】

	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
		□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
		□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
		□記録管理の責任者が設置されている。	○
		□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
		□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
		□個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	

【判断した理由・特記事項等】

内容評価基準（41項目）Ａ－１　子ども本位の養育・支援

（１）　子どもの尊重と最善の利益の考慮			自己評価結果
	①	A1　社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
		□養育･支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているか、振り返り検証する機会が設けられている。	
		□子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合える環境にある。	○
		□職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。	
		□受容的･支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子供の最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

	①	A2　子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
		□子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
		□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している	○
		□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
		□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

（２）　権利についての説明			
	①	A3　子どもに対し権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している	b
		□定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している	
		□権利ノートやそれに代わる資料等を利用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
		□年齢に配慮した説明を工夫している。（たとえば高校生、中学生、小学生などにわけた説明の機会）	

	□定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
	□子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（３）　他者の尊重

①	A4　様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
	□基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。	
	□喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	○
	□日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い」、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	○
	□年下の子どもや障害のある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（４）　被措置児童等虐待対応

①	A5　いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	□「就業規則」等の規程にに体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。	○
	□被措置児童等虐待防止ガイドラインに占められているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	○
	□被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主幹行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A6　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	□不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや「職業規則」等に規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつくられている。	○
	□不適切なかかわりを発見した場合には、記録し必ず施設長等に報告することが明文化されている。	○
	□暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	○
	□不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	○
	□不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	○
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。	○

【判断した理由・特記事項等】

③	A7　被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、かつ日常的に活用できるようにしている。	

	□被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備されている。	
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備が出来ている。	
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物をけいじするなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【判断した理由・特記事項等】

（５）　思想や信教の自由の保障

①	A8　子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している	a
	□子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	○
	□施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分ではない。	
	□保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（６）　こどもの意向や主体性への配慮

①	A9　子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。	b
	□入所したとき、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で行っている。	○
	□被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している	○
	□分離体験からの回復に関する課題への具体的な取り組みを行っている。	
	□入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	

【判断した理由・特記事項等】

②	A10　職員と子どもがともいきの意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
	□生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	○
	□生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。	
	□子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	

【判断した理由・特記事項等】

（７）　主体性、自律性を尊重した日常生活

①	A11　日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活の在り方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
	□一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化に合った生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。	○
	□図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。	

	□子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫されている。	
	□活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	○
	□行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している	
	□子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A12　子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
	□小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している	○
	□大人と一緒に買い物に行ったり、一人で買い物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身に付くように支援している。	○
	□自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	
	□児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（８）　継続性とアフターケア

①	A13　家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
	□家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。	○
	□家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。	
	□家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。	○
	□家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A14　できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	c
	□高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	
	□措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	
	□高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定は生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

【判断した理由・特記事項等】

③	A15　子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる	b
	□子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	

	□退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	□行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
	□退所者が集まれる機械や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	

【判断した理由・特記事項等】

Ａ－２　養育・支援の質の確保

（１）　養育・支援の基本

		自己評価結果
①	A16　子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	□職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	□子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	□子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起っているのかを理解しようとしている。	○
	□子どもに行動上の問題等があった場合は、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	□子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	

【判断した理由・特記事項等】

②	A17　基本的欲求の充足が子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
	□子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。	
	□基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
	□高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意見を尊重した柔軟なものとなっている。	
	□子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	□基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
	□夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど、安心感に配慮している。	○

【判断した理由・特記事項等】

③	A18　子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
	□子どもがやらなければならないことや当然できる事については、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	○
	□職員は必要以上の指示や制止をしていない。	
	□子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声掛けを適切に行っている。	○

	□つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	○
	□朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に把握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	○

【判断した理由・特記事項等】

④	A19　発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	□施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。	
	□日常生活の中で、子どもたちの学び舎遊びに関するニーズを把握できている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。	○
	□幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	○
	□学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	
	□子どものニーズ応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	□幼稚園に就園させている。	○
	□子どもの学びや遊びを保障するための、資源(ボランティア等)が充分に活用されている。	

【判断した理由・特記事項等】

⑤	A20　秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している	b
	□職員の指示や声掛けが適切で、施設全体が穏やか雰囲気で秩序ある生活が営まれている。	
	□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	○
	□施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	○
	□見やすくわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（２）　食生活

①	A21　食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
	□食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	○
	□無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。	○
	□食事の時間が、職員と子ども、そして子供同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
	□陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾り付けの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。	○
	□クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○

	□施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A22　子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
	□配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。	○
	□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□子どもの年齢、障害や疾患、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	○
	□少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理する時であっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立ついて振り返る機会がある。	

【判断した理由・特記事項等】

③	A23　子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
	□食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	
	□日々提供される食事について、献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	○
	□食品分類やおやつの採り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	
	□偏食の指導を適切に行っている。	○
	□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしている。	○
	□買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	
	□箸、ナイフ、フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	○
	□テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片付けの習慣が習得できるよう支援している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（３）　衣生活

①	A24　衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している	b
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOにあわせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	□靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水漏れにも適切に対応している。	○
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	

	□発達段階や好みに合わせて子ども自身が、衣服を選択し購入できる機会を設けている	○

【判断した理由・特記事項等】

（４）　住生活

①	A25　居室等施設全体がきれいに整備されている。	b
	□庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。	○
	□室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	
	□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	○
	□トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	○
	□必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	○
	□設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	○
	□発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A26　子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じ場所となるようにしている。	b
	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	○
	□リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされている。	○
	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	○
	□年少児の居室は、職員の目の届きやすいとおころに配置している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（５）　健康と安全

①	A27　発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
	□常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況を職員がきちんと把握している。	○
	□手洗いやうがいの習慣が身につくよう支援している。年少児については排泄後の始末や入浴の介助をしている。	○
	□洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなどの配慮がされている。	○
	□定期的に理美容をしている。	○
	□寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもに自尊心に配慮しながら支援している。	○
	□施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の取り扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	○
	□子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A28　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	□子どもの平常の健康状態や発育･発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	○
	□あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	○
	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日ごろから注意深く観察し、対応している。	○
	□受診や服薬が必要な場合、子どもかその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【判断した理由・特記事項等】

（６）　性に関する教育

①	A29　子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	○
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達段階に応じたカリキャラムを用意し、支援している。	
	□必要に応じて外部講師を招くなどして、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（７）　自己領域の確保

①	A30　でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
	□子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。	○
	□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	○
	□個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等に整備している。	○
	□紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	○
	□個人所有物の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。	
	□まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得て、子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。	

【判断した理由・特記事項等】

②	A31　成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
	□子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。	○

	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。	
	□可能な子どもとは共に、成長の記録(アルバム等)を整理している。	
	□アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができる。	
	□子どもが施設を退所する時に、成長の記録(アルバム等)が手渡しされている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（８）　行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32　子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮している。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	□繰り返し児童相談所、専門医療機関、警察などと協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A33　施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	□人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって	○
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	
	□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じとれるようになっている。子どもの間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○

【判断した理由・特記事項等】

③	A34　虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
	□強引な引き取りのための対応について職員に周知徹底している。	○
	□引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしえいる。	○
	□緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。	
	□強引な引き取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮されている。	

【判断した理由・特記事項等】

（９）　心理的ケア

①	A35　心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	□心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で行われている。	
	□心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	□必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	○
	□心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	○
	□児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者などへ定期的な助言・援助を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

（１０）　学習・進学支援、進路支援等

①	A36　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	□静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	□学校教師と十分な連携を取り、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾などを活用する機会を提供している。	○
	□学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	□忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	□障害を持つ子供のために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【判断した理由・特記事項等】

②	A37　「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	□早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話しあっている。	○
	□進路指導に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	○
	□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	□中卒・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験をつめるよう支援している。	
	□高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現にむけて努力をしている。	○

【判断した理由・特記事項等】

③	A38　職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	c
	□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任については無しあっている。	
	□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	

	□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している	
	□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【判断した理由・特記事項等】

（１１）　施設と家族との信頼関係づくり

①	A39　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	□面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	□外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、更に保護者などによる「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	□子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者などにも行事への参加や協力を得ている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（１２）　親子関係の再構築支援

①	A40　親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

（１２）　スーパービジョン体制

①	A22　スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	c
	□スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	
	□職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	
	□スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。	
	□スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。	
	□国が定める基幹的職員を設置している。	

【判断した理由・特記事項等】